

有効期間満了日 令和3年5月31日

熊交企第164号

令和2年4月3日

地域交通安全活動推進委員に対する謝金の取扱いについて（通達）  
地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）に対する令和2年度の謝金については、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

- 1 謝金の金額  
一人当たり月額1,250円（年額15,000円）
- 2 支払時期及び支払額  
9月及び3月の2回に分けて、それぞれ月額の6月分を支払うものとする。
- 3 支払方法  
口座振替（推進委員本人名義の口座）
- 4 支払上の留意点
  - (1) 年度途中でその職を退いた者に対する取扱い  
推進委員が年度途中で解嘱又は辞任が承認されたときは、解嘱月又は辞任承認月までの謝金を支払うものとする。
  - (2) 長期にわたり活動に従事できない場合の取扱い  
推進委員の職にある者が、入院、旅行及び出張その他の事由（これらの事由を繰り返す場合を含む。）により、概ね1か月以上の長期にわたり活動に従事できないこととなった場合は、当該月分の謝金は支払わないものとする。
- 5 その他  
所得税は、所得税法第204条に該当しないため徴収しない。